

## 第 6 回 筑 後 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 2 年 12 月 8 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 25 分

場 所 中央公民館 会議室

出 欠 者 出席者 12 名 欠席者 3 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

議案 第 1 号 1. 副会長及び会長職務代理者の職の辞任について

2. 副会長の互選及び会長職務代理者決定について

3. 議席の決定（変更）について

4. 各種委員会の委員等の選出について

報告 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
解約について

報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定につ  
いて

議案 第 2 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の  
規定によるあっせん譲受候補者の登録申請について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
変更について

議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
設定について

議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 7 号 農地法第 5 条の許可処分取消申請について

議案 第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

#### 出席委員（12名）

1番	吉田 孝行	2番	中村 伸秀
4番	岡本 義照	5番	近藤 茂
6番	井寺 知江子	8番	角 豊明
9番	中村 浩章	11番	城戸 慎吾
12番	（欠番）	13番	城戸 孝行
14番	富安 春二	15番	古賀 重満
16番	坂本 好教		

#### 本会議に欠席した農業委員（3名）

3番	田中 登	7番	成清 輝美
10番	北原 良輝		

#### 会議に出席した事務局職員

事務局長	田 中 幸 裕
担当係長	江 崎 晴 公

午後1時30分 開会

#### ○事務局

今日は日程を変えての開催になっておりますけれどもよろしく申し上げます。それと、机の上に新しい手帳をお配りしております。来年の手帳ですのご活用下さい。身分証明書は今までのものをご使用願います。今回、追加議案として机の上に置かせていただいております。すみませんがこちらの方も今回議案としてご提案させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

間もなく会議が始まりますので、携帯電話の方は、マナーモードにしてくださいませようご協力をお願いいたします。

#### ○議 長

皆さん、改めましてこんにちは。本日は大変お忙しい中に出席いただきましてありがとうございます。只今から、第6回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は、報告事項が2件、議案が8件でございます。慎重なるご審議と、円滑な会議

の進行にご協力をお願いいたします。なお、発言される委員は、議長の許可を得てから発言されますよう、お願いします。次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には、11番の城戸慎吾委員、13番の城戸孝行委員をお願いいたします。

本日は、通常議案に先立ちまして、先ほど事務局よりお配りしました追加議案から、付議させていただきたいと思います。追加議案につきましては、お手元の資料にございますように4件ございます。それでは、追加議案の1号について、事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

それでは私の方から説明させていただきます。お手元の追加の資料をお願いいたします。

- 
- 議案第1号
1. 副会長及び会長職務代理者の職の辞任について
  2. 副会長の互選及び会長職務代理者決定について
  3. 議席の決定（変更）について
  4. 各種委員会の委員等の選出について
- 

1. 副会長及び会長職務代理者の職の辞任について、現在、副会長を務めていただいております、田中登委員より、筑後市農業委員会会長へ副会長及び会長職務代理者の職を辞任したいと届け出をいただいております。これに伴いまして、農業委員さんへ受けていただいておりますそれぞれの職につきましては、推薦又は選挙の規定によるところを、推薦で選出いただきまして総会で決定されておりますので、その職を辞される場合につきましても本総会により承認が必要となりますのでお諮りするものでございます。なお、理由といたしましては、「病気によるリハビリが必要になり、当分の間、職務従事が困難のため」とされているところです。説明は以上でございます。

#### ○議長

説明も終わりましたので、議案第1号の1について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第1号の1について、承認

することに賛成の方挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、承認することにいたします。続きまして、議案第1号の2について、事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

それでは私の方から副会長の互選及び会長職務代理者決定について説明いたします。

只今承認いただきました辞任に伴いまして、現在、副会長及び会長職務代理者の職が空席となりましたので、その後任として改めまして選出をお願いするものでございます。先ほどご説明申し上げましたように、指名推薦によります選出方法と選挙による選出方法が規定されております。本日の選出方法につきましては、私ども事務局からの案といたしまして、会長より副会長のご指名いただき、その後、皆様の承認をお諮りしてはと考えているところでございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

**○議長**

ただいまの事務局の説明どおり、わたくしから指名させていただいてよろしいでしょうか。(私から質問良いですか。) どうぞ。

**○委員(3番)**

辞任の理由を見てみると、病気によるリハビリが必要になり、当分の間ということで、これは、治れば復帰されるのですか。

**○事務局**

今回は、副会長及び会長職務代理者の職になりますので、その職はもう辞された、ということになります。で、農業委員の職自体はそのまま継続中でありまして、このリハビリ等が終わって復帰されれば農業委員さんとして復帰していただくということで、副会長職とか会長代理者にはならない、といったことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長**

よろしいですか。(解りました。)他にありませんか。(意見無し。)

では、改めまして私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

**【異議なし】**

それでは、指名させていただきます。羽犬塚校区、水田校区の方が案件も多いようでございますので、水田校区で以前もしてありました古賀重満委員さんを副会長に推

薦させていただきます。いかがでしょうか。ご意見、ご異議ございませんか。

【意見なし】

古賀委員よろしいでしょうか。

【了承】

それでは、異議もないようでございますので古賀重満委員に副会長及び会長職務代理者となっていただくことで、決定いたします。それでは、古賀副会長より一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。

#### ○委員（3番）

こんにちは。突然の話で大分迷いましたが、やっぱり状況も状況だし、指名受けたならということで、この歳になっていやと言うのもなんだろうということで受けることにしました。会長の補佐をどれくらい出来るか判りませんが、しっかりやっていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

#### ○議長

ありがとうございました。それでは古賀委員さんよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第1号の3について、事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

それでは、3. 議席の決定についてご説明申し上げます。従来慣行で副会長で職務代理者を15番と指定されております。これに習いまして、古賀副会長には15番、田中委員には空席となります3番へ議席番号を変更することでご承認願えればと思ひます。よろしくお願ひします。

#### ○議長

ただいま事務局から説明のあったとおりで決定したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

【異議なし】

異議もないようでございますので、今の事務局案で決定いたします。議席が決まりましたので、古賀副会長は席の移動をお願いいたします。

【席の移動】

続きまして、議案第1号の4について、事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

それでは、本日お配りいたしました資料「各種委員会の委員等の選出」をご覧いた

だきたいと思います。第1回の総会の折りに、この委員会の委員の選出をしていただいているところでございますけれども、このなかで、2番目の「筑後市農業振興地域整備促進協議会」、それと3番目の「筑後市農業振興対策協議会」、4番目の「筑後市都市計画審議会」へは、田中委員にお願いしておりましたが、これらの委員会等への委員としての参加につきましては古賀副会長にお願い出来ればと思っております。会議開催の頻度といたしましては、農振の会議が年に2回でございます。振興対策協議会は不定期、都市計画審議会も不定期でして、おそらく今後1年間に1回あるか、くらいの頻度になっております。事務局としてはそういった形でお願ひできればと思っております。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

#### ○議 長

只今事務局が申し上げましたとおりでございます。これにご異議ございませんか。

【異議なし】

異議もありませんので、事務局案のとおり決定いたします。

以上で、追加の議案は終了となります。これに伴いまして、議案書の修正がございますので、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

先にお配りしておりました議案書でございますけれども、目次をお願いします。この目次の中で、報告事項と議案がございますけれども、議案第1号が先ほどの議案とさせていただきますして、議案第1号を第2号と一つずつですね番号を変えさせていただきますと思っております。議案番号の訂正をよろしくお願ひします。

#### ○議 長

それでは、報告事項にはいります。報告第1号及び報告第2号について、事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

それでは議案書の1ページをお願ひいたします。

---

#### 報告第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約を行いたいとして、筑後市長西田正治から本委員会へ通知があったので報告する。

令和2年12月8日 提出

---

第1項、所在、井田、地目、田5筆、面積計、5,914平米、貸し人、井田の\_\_\_\_\_代表相続人\_\_\_\_\_さん、借り人、井田の農事組合法人\_\_\_\_\_代表理事\_\_\_\_\_さんでございます。解約理由は、貸人の都合による合意解約となっております。

この他、利用権の解約は2項から7項までございますけれどもご参照をお願いし、説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。

---

### 報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について

農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について、筑後市長西田正治から本委員会へ通知があったので報告する。

令和2年12月8日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

認定農業者に関する報告でございます。今回、再認定で6経営体、新規の認定が3経営体、変更認定が1経営体となっております。また、再認定を受けなかった者及び取り消された者として、1経営体となっております。これに伴いまして、令和2年1月1日現在では170経営体となっております。報告の説明は以上でございます。

#### ○議長

ありがとうございました。報告事項を終わります。

次に、議案第2号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

#### ○事務局

それでは議案書の6ページをご覧ください。

---

### 議案第2号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

次のとおり、登録申請があったので付議する。

令和2年12月8日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

氏名、有限会社\_\_\_\_\_取締役\_\_\_\_\_、住所、柳川市三橋町、経営形態、米・麦・大豆、面積、1,452.51 a、農業労働力、65歳未満が3名、65歳以上が1名となっております。なお、有限会社\_\_\_\_\_さんは、柳川市の方でもあっせん登録をされていることを確認いたしております。説明は以上でございます。

**○議 長**

議案第2号について、質問のある方どうぞお願いいたします。(挙手) 吉田委員どうぞ。

**○委 員 (1 番)**

ちょっと確認させていただきたいと思うんですが、柳川の方が筑後に出されるということであれば、当然筑後市のどこかを買われる予定があるから出してあると思うんですよね。良ければ候補地が決まっているのであれば、どこら辺を買おうとしてあるのか情報くらいいただければと思います。

**○事務局**

大体の場所は江口です。大字江口の農地を購入予定です。

**○事務局**

先ず、最初に相談があったのがですね、農地の買い手、作り手が無い農地がありまして、地元の法人等に話があったそうなんですけれども引き受け手が無いということで、作ってくれるところがあるのであればというようなお話が\_\_\_\_\_さんにあったというようなことで、今回の議案に至っていると伺っております。売買につきましては、今回あっせん名簿登録が済みましたら来月以降に提出されところにはなりませんけれども。

**○委 員 (1 番)**

今、江口と言われましたんで、亡くなられた\_\_\_\_\_さんと同じじゃないとですよ。

**○事務局**

そこです。

**○委 員 (1 5 番)**

結局、本人が売りたい、処分したいとやろ。

**○事務局**

ま、そうです。



○委員（6番）

地権者からここにお願い、買っていただけないでしょうかと相談に行かれたと。

○委員（1番）

元々は、国庫の補助事業でハウスがあるんで本人が亡くなったときに、私が言ってよかつですかね。家族が処分をしたいと。でも事業上の関係でその当時出来なかった経過があって、その時に個人やなくて有限会社ち聞いてたんでその関係かなと思って確認をした訳です。その当時は経過年数が経ってないから未だだめですよと一回ストップ掛かっただけで今回晴れてそこが買われることになったちいうことですかね。

○事務局

そうです。年数が経過したため移転が出来るようになったというところですね。そこは、農政課の方が県にも確認して大丈夫というところで聞いております。

○委員（1番）

本人が売りたいということですよ。新規就農で遊休ハウスを探したりしてあったけど、そうゆうことでなくて本人がもう売りたいということだから貸さなくて売買の方になると。

○委員（13番）

ハウスの償却年数は、（税の）償却年数と変わらないんですかね。年数は。

○事務局

制度的に売買が出来ないとかではなくて、国の農業振興の政策と補助事業として農政課が使っているところの指導の方の方針的なもので、補助金を貰って投資したものを売るようだったら最初から取り組みは難しくなりますよというような。

○委員（13番）

年数がある程度、償却の年数と変わらないくらいでしょうもん。どげんですか。

○事務局

物によるけんなんとも言えます。補助を貰っているものの施設によって。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第2号について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

それでは、議案書7ページをお願いします。

---

**議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権変更について**

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積の利用権の変更を行いたいとして、筑後市長西田正治から本委員会の決定を求められたので付議する。

令和2年12月14日 公告予定

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

権利種別：貸借権変更、1項、所在、西牟田、地目、田3筆、面積合計、5,921平米、こちらは、期間借地の裏作から通年に変更されるものです。加えまして、借賃を、耕起から反当\_\_\_\_\_円に変更されるものでございます。議案第3号の説明は以上でございます。

**○議長**

議案第3号について、質問のある方どうぞお願いいたします。

**【質問なし】**

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第3号について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第4号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

それでは、議案書は8ページをご覧ください。

---

**議案第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について**

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画を定めたいとして、筑後市長西田正治から本委員会の決定を求められたので付議する。

権利種別：貸借権設定、第1項、所在、溝口、地目、田1筆、面積、2,320平米、  
利用権、賃貸借、貸人、八女市の\_\_\_\_\_代表相続人\_\_\_\_\_さん、借り人、八女市  
の\_\_\_\_\_さん、利用目的は米、借賃は総額米90キロ、期間は3年間とされてお  
ります。利用権設定は、この他、9ページの3項までございますが、説明を省略させて  
いただきまして、集計表の説明をさせていただきます。議案書の10ページをお願い  
いたします。今回、中間管理事業分はございません。資料左の総計から説明いたしま  
す。田、3件、面積、5,549平米、畑はございません、全て田でございます。その下  
の表をご覧ください。「新規・再設定別」では、3件全て新規でございます。「通年・  
期間借地の別」も、全て通年となっております。「小作料納入別」では、金納が2件、  
物納1件でございます。右の表をご覧ください。貸借期間別でございますが、3年、  
5年、6年が各1件となっております。議案第4号の説明は以上でございます。

#### ○議 長

説明は終了しました。今の議案第4号について、質問のある方どうぞお願いいたし  
ます。\_\_\_\_委員どうぞ。

#### ○委 員（11番）

8ページの地番の下の括弧Bというのは初めて見た様な気がするんですけど、これ  
はどういう意味の・・・。

#### ○事務局

農地基本台帳の管理をするなかで、本来、面積は表の右側にありますけれども面積  
のところの3,928平米のうち541という記載をしておりますけれども、\_\_\_\_\_番の地  
番をAとBと二つに分けて登録してまして、その小さい方の面積をBとして、これの  
分の利用権の設定がされている標記となります。1と2と分けてしますと枝番と間違  
えてしまうので、仮に一部分の貸し借りの場合はAとかBとか付けて、標記が統一出  
来てない部分もありますけれども、そういった形の標記をさせていただいております。

#### ○事務局

田んぼ一筆の中にですね、ここはハウスと米麦で、同じ一筆なんだけど使い方が違  
うので事務処理的にAとBと分けて標示する整理をしています。

○委員（5番）

正式な分筆登記があっていないということですね。

○議長

そうですが、\_\_\_\_委員いいですかね。

○事務局

台帳上はそれでさせてもらわれます。

○事務局

農政課の耕作台帳とかもこんなかたちですね。

○委員（11番）

これからは統一してもらえますか。

○事務局

統一はしたいと思いますが、抜くか入れるかは検討させて下さい。手を入れなくて良い方は入れる方です。抜くとなると議案書は入れて出来るので都度修正しないといけなくなりますんで。

○委員（1番）

すでにこういうふうにしてあるところは結構あるでしょ。

○事務局

沢山あります。

○議長

他にありませんかね。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。議案第4号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第5号を提案いたします。本日の農地法3条の案件は4件でございます。それでは第1項について事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

## 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので付議する。

令和2年12月8日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

第1項、契約、売買、所在、富重、地目、畑1筆、面積15平米、渡人、富重の\_\_\_\_さん、受人、山ノ井の\_\_\_\_さんです。申請事由は渡人の経営規模縮小のため、売買価格は総額\_\_\_\_万円となっております。説明は以上でございます。

### ○議長

第1項について、担当委員の説明をお願いいたします。

### ○担当委員

只今の事務局からの説明どおりであります。審議の方よろしくをお願いいたします。

### ○議長

それでは第1項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

### ○事務局

第2項、契約、売買、所在、久富、地目、畑2筆、面積計742平米、渡人、八女市の\_\_\_\_さん、受人、久富の\_\_\_\_さん。申請事由は渡人の経営規模縮小、離農のためとなっております。売買価格は総額\_\_\_\_万円でございます。説明は以上でございます。

### ○議長

担当委員の説明をお願いいたします。

### ○担当委員

内容は今事務局からの説明どおりです。ご審議よろしくお願ひします。

○議 長

それでは第2項について、質問のある方はどうぞお願ひいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方は、挙手をお願ひいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願ひします。

○事務局

第3項、契約、贈与、所在、長崎、地目、田1筆、面積398平米、渡人、長崎の\_\_\_\_さん、受人、長崎の\_\_\_\_さんです。申請事由は親子間の贈与となっております。説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願ひいたします。

○担当委員

第3項については事務局の説明どおりであります。審議の方よろしくお願ひいたします。

○議 長

それでは第3項について質問のある方はどうぞお願ひいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第3項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願ひいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願ひします。

○事務局

12ページをお願いいたします。第4項、契約、贈与、所在、前津、地目、田4筆、畑4筆、樹園地2筆、計の10筆、面積6,671平米、渡人、前津の\_\_\_\_\_さん、受人、筑紫野市の\_\_\_\_\_さんとなっております。申請事由は親子間の贈与のためとなっております。説明は以上でございます。

○議 長

それでは担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

只今事務局より説明のあったとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

それでは第4項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

○委 員（1番）

ちょっと確認なんですけど、筑後の方が息子さんにやられるということで、当然本人はこちらにいらっしゃらないと思いますけれども、この農地の管理は今後どういうふうにされるのかなち思いましたんで判れば教えていただきたいと思います。

○事務局

はい、この農地法3条の手続きの時にですね計画を出してありますけれども、今現在で週に1回程度はこちらに来られて農作業を現に手伝っていらっしゃるということでございます。年齢が54歳、が受けられる方ですね。大体車で50分くらいで届いていて今までもやってきたしこれからも継続してやっていきますというようなことで計画をされているところでございます。

○委 員（1番）

本人管理ちゅうことですか。

○事務局

はい。

○議 長

他にございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第4項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、議案第6号、農地法第4条の転用について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書13ページをお願いします。

---

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので付議する。

令和2年12月8日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

第1項、所在、常用、地目、畑、1筆、面積、204平米、申請人、大字水田、\_\_\_\_、申請事由、貸駐車場整備となっております。地図の1Pをご覧ください。（地図により位置説明）緑で塗りつぶしておりますのが今回一体利用地として使われる402平米の雑種地となっております。合計で606平米を貸し駐車場ということで、貸す先としては東側に株式会社\_\_\_\_\_とありますけれどもこちらに貸し付けると、台数としては約20台分くらいの職員駐車場という形で利用される予定となっております。こちらの農地につきましては宅地、雑種地に囲まれた農地となっておりますので、第3種農地という判断をしております。賃料ですけれども、全ての一体利用地まで合せて606平米で月\_\_\_\_万円という金額となっております。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員



はい、内容につきましては今事務局から説明のあったとおりです。地図についてはページの1Pをご参照下さい。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長

説明は終了しました。議案第6号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。\_\_\_委員どうぞ。

○担当委員

今言われた\_\_\_万円は月に\_\_\_万ですかね。

○事務局

はい、月に\_\_\_万円です。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第7号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案書14ページをお願いします。

---

#### 議案第7号 農地法第5条の許可処分取消申請について

次のとおり、許可処分取消申請があったので付議する。

令和2年12月8日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

第1項、契約、売買、所在、西牟田、地目、畑、1筆、面積、541平米、渡人がみやま市の\_\_\_\_\_さん、受人が久留米市の\_\_\_\_\_さん、こちらにつきましては備考

のところに書いておりますけれども、平成31年4月に転用許可が下りております。今回処分取消し申請ということで、許可書の取消しを申請されております。申請理由といたしましては、受人の都合により計画実現が困難となったためということで、具体的にいいますと、こちらの方が自己住宅と自動車整備倉庫、整備工場の建物を建設するということで申請がなされておりましたけれども、その際に資金といたしまして融資を受ける形での申請となっておりました。申請時点におきましては、要は仮審査ですね、で通ったという証明を付けていただいて許可を出したんですけど、実際許可を出した後金融機関の方からこの融資がだめですと判断が下って資金の調達が出来ないということで今回の申請に至ったものであります。場所の説明をいたします。地図の2Pとなっております。（地図により位置説明）説明は以上です。

#### ○議 長

次に、担当委員の説明をお願いいたします。

#### ○担当委員

内容につきましては今係長の方から詳細に説明をされましたけど、11月の12日にですね5条の取消し処分の申請ということで確認をしまして現場を見てきましたけど造成等もなんにもしていらっしやらずに、元への復元も必要は無いということは確認いたしました。以上です。

#### ○議 長

説明は終わりましたので、議案第7号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

#### 【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第7号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第8号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は8件でございます。それでは、第1項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書 15 ページをお願いします。

---

議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので付議する。

令和 2 年 12 月 8 日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

第 1 項、契約、売買、所在、筑後市大字長浜、地目、畑、1 筆、面積、468 平米、渡人、長浜の\_\_\_\_\_、受人、久留米市の\_\_\_\_\_、申請事由は共同住宅建設ということで 3 棟のアパートを建設ということで予定がなされております。地図の方確認をお願いします。地図の 3 P となっております。（地図により位置説明）緑で塗りつぶしたところがありますけれどもこちらが一体利用地ということで 706.93 平米の雑種地を利用して合計で 1,174.93 平米で 3 棟のアパート 2 1 戸入る 3 棟のアパートを建設する予定となっております。今回の売買価格につきましては\_\_\_\_万円、一体利用地まで合せた金額となっております。平均坪約\_\_\_\_万円となっております。農地区分につきましては用途地域の区域内でございますので第 3 種農地という判断をしております。説明は以上です。

○議 長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

今、事務局から説明のあったとおりでございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議 長

説明が終わりましたので、議案第 8 号第 1 項について、質問のある方はどうぞお願いたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第8号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

同じく15ページです。第2項、契約、使用貸借、所在、長浜、地目、田1筆、面積1,439平米、貸人、長浜の\_\_\_\_\_、借人、同じく長浜の\_\_\_\_\_、こちら親子関係となっております。申請事由につきましては共同住宅建設ということで、アパート2棟18戸入るアパートを建設することで予定がなされております。場所の確認をお願いします。地図の4Pとなっております。（地図により位置説明）農地区分につきましてはこちら、矢部線より北に位置するところは用途地域となっておりますので第3種農地という判断をしております。説明は以上です。只、こちらアパート建設ということで申請がなされておりますけれども一点ちょっとありまして、通常5条の申請をいただく場合に隣接農地から同意ということで書類をいただくんですけども、今回申請地の地図で言うと右側、東側ですね、東側の所有者から承諾を得てない状況になっております。説明等行かれたんですけど、ちょっと相手にしてもらえないと。一番の原因としましては所有者の方、一生懸命農業を営んである方だろうと思っておりますけれども、先祖代々の農地を農業で使うんじゃなくてアパートとかにすること、そういう行為自体が気に入らないというか、そういうような考えの方のようです。ただ、こちらの地域につきましては先ほど言いましたとおり用途地域となっておりますので、アパートが建てる事が出来る、転用が出来る農地とはなっておりますので、今回同意が得られなくて、理由書を添付というかたちで申請を受け付けた次第でございます。くれぐれも申請に来られた、申請は直接申請者じゃなくて行政書士だったんですけども、今後一切のトラブルについては双方で解決して下さいということで念は押ししております。説明は以上です。

**○議長**

担当委員の説明をお願いいたします。

**○担当委員**

今、事務局の隣接者との説明がございましたけれども、司法書士さん、それから地主さんの子どもさん、\_\_\_\_さんと言う方それから\_\_\_\_さんのお母さんですね、それと相手方と、一回、何回でも隣接者の方、\_\_\_\_\_さんと言いますがそこに行かれて話をしましたけれどもこれがもう3棟目なんですよ、6年掛かって1棟目、2棟目まで建てて、市の立会で行政区長も立ち会って隣接者とも立会いして終わっております。1回目も2回目も、隣接者との同意書を貰ってきて無いけれども、両方で、双方で話は解決して色々なトラブルは起こさないからと、そこに付けてあると思いますけども、そういうかたちで1回、2回とそういうふうになっておりますので実際建てて住んでおられますので、これが3棟目ですけどもそういうかたちでお願いしますということで、司法書士さんとか\_\_\_\_\_の方、営業の方、見えたので、くれぐれもトラブルの無いようにしてお願いします、許可については今日の総会の時に、いずれか判明しますけれどもそういうかたちで印鑑を差上げた次第でございます。許可申請の印鑑を差上げました。そういうような次第でございますので、先ほど事務局から説明があったとおりでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

**○議長**

説明が終わりました、第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

**○委員(13番)**

今まで2棟建てちゃうとは、この(地図の)オレンジのところに建てちゃうとですかね。

**○担当委員**

そうです。(ありがとうございました。)

**○議長**

他にございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第8号第2項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

賛成全員でございますので、承認することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

第3項、契約、売買、所在、羽犬塚、地目、畑1筆、面積、282平米、渡人、羽犬塚の\_\_\_\_\_、受人、みやま市瀬高町の\_\_\_\_\_、申請事由につきましては、自己住宅建設ということで予定がなされております。こちら場所の確認をお願いします。地図は5ページとなっております。（地図により位置説明）こちらの方で自分の家を建てるというところで、農地区分につきましても、こちら用途地域となっておりますので第3種農地という判断をしております。売買価格につきましては総額\_\_\_\_万円、坪単価の約\_\_\_\_円となっております。説明は以上です。

**○議 長**

担当委員の説明をお願いいたします。

**○担当委員**

只今事務局説明どおりであります。地図は5ページに付いております。審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議 長**

説明も終わりましたので、第3項について、質問のある方はお願いいたします。

**【質問なし】**

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第8号第3項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

賛成全員でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

議案書 16 ページをお願いします。第 4 項、契約、賃貸借、所在、熊野、地目、田 2 筆、畑 1 筆、計 3 筆、面積 1,714 平米、貸人、大字前津の\_\_\_\_\_、借人、大字熊野の\_\_\_\_\_株式会社代表取締役\_\_\_\_\_、こちら\_\_\_\_\_ということで建設機械の製造等を行っている会社です。こちらに駐車場を整備ということで、約職員駐車場が 80 台程度の駐車場を計画されております。80 台と結構多いかなと思いましたがけれども、\_\_\_\_\_の方がですね派遣の職員さん含めて千名程度が働いてあるということで、結構駐車場が足りないということで計画がなされております。場所の説明をします。地図の 6 ページです。(地図により位置説明) こちらの右側についても\_\_\_\_\_さんの職員駐車場という形で整備されてありまして足りないけん増やしていったような状況でございます。こちらの方も農地区分といたしましては用途地域となっておりますので第 3 種農地という判断をしております。賃料でございますけれども月額\_\_\_\_\_万円ということですので。説明は以上です。

**○議 長**

担当委員の説明をお願いいたします。

**○担当委員**

只今、4 項につきまして事務局の説明どおりであります。地図は 6 ページに付いております。審議の方よろしくをお願いします。

**○議 長**

説明が終わりましたので、第 4 項について、質問のある方はお願いいたします。

**【質問なし】**

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第 8 号第 4 項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

賛成全員でございますので承認することにいたします。

次に、第 5 項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

同じく 16 ページです。第 5 項、契約、売買、所在、溝口、地目、田 1 筆、面積、

1,287 平米、渡人、大字溝口の \_\_\_\_\_、受人、大字溝口の \_\_\_\_\_ 株式会社代表取締役 \_\_\_\_\_ ということで、こちら運送業を営まれてあります。こちらの方に駐車場を整備ということで計画がなされております。場所の確認をお願いします。（地図により位置説明）こちらの方にトラックも含めまして16台の駐車場を整備したいということで計画されてます。 \_\_\_\_\_ さんの方が業務拡大ということでトラックが置き場所が無いということで今回申請に至ったものです。こちらの農地区分につきましては宅地に囲まれた農地でございますので第3種農地という判断をしております。売買価格につきましては総額約 \_\_\_\_\_ 万円、坪単価の約 \_\_\_\_\_ 万円となっております。説明は以上です。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

5項については只今事務局からの説明どおりです。地図は7ページなので見ていただいてご審議のほどよろしくをお願いします。

○議 長

説明が終わりましたので、第5項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第8号第5項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

賛成全員でございますので、承認することにいたします。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第6項、契約、売買、所在、野町、地目、田、4筆、面積2,608平米、渡人、3名おられます。大字野町の \_\_\_\_\_ と福岡市の \_\_\_\_\_ と千葉県習志野市の \_\_\_\_\_、  
受人、大字和泉の \_\_\_\_\_ 株式会社代表取締役 \_\_\_\_\_、こちら不動産業を営んであ



ります。こちらの方に宅地分譲ということで11区画を整備するという計画がなされております。場所の確認をお願いします。地図の8Pとなっております。（地図により位置説明）農地区分につきましては、先ほどから何回も出ておりますけれども、矢部線より北側は全て用途地域となっておりますので第3種農地という判断をしております。売買価格についてですけれども、総額\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_\_円となっております。説明は以上です。

#### ○議長

第6項につきましては、今回が筑後市で初めて転用申請をされる業者ということで、会議にご出席いただきますのでよろしく願いいたします。

それでは、第6項の申請人の入室をお願いします。

#### 【申請人 入室】

本日は、大変お忙しい中を、ご出席いただきましてありがとうございます。皆さんにご紹介をいたします。申請人である\_\_\_\_\_株式会社の\_\_\_\_\_様でございます。\_\_\_\_\_様におかれましては、委員からの質問がありましたら、ご起立していただいて、簡潔なご答弁をお願いいたします。

それでは申請人に、質問のある方どうぞお願いいたします。\_\_\_\_委員どうぞ。

#### ○委員（14番）

ちょっとお尋ねします。今回宅地分譲11区画ということでうけど、今後のスケジュールですね、それと販売見込みについて判る程度で結構ですので教えていただいたらとおもいます。（販売の見込みというと？）販売の見込み、よろしく願いします。

#### ○申請人

販売の見込みですね、大体1年間くらいで完売するような予定で汲んでおります。需要関係は確かにあると思いますんで何の根拠で言うかということ、筑後の方で私も不動産業を構えてますんで、そのときに問合せと来往者等はかなり多いんですよ、筑後市内で探しているという方が、自社としては1年間くらいで完売したいという計画。

#### ○委員（14番）

工期のスケジュールは。

○申請人

あの、5条申請許可後ですね、許可後から大体3月31日、末ぐらいまでで仕上げ  
てですね、一応4月の半ばぐらいから販売開始をしようかなと思ってます。（結構で  
す。）

○議長

他にございませんか。\_\_\_委員どうぞ。

○委員（13番）

筑後市内では今度が初めてということなんですけど、どこか筑後市近郊で宅地分譲  
はされているんですかね。

○申請人

いえ、今回がですね自社としても、筑後に移ってきて3年くらいになるんですけど  
も今までしたことは無かです。宅地分譲は初めてと言うことです。

○議長

いいですかね。どうぞ\_\_\_委員。

○委員（9番）

近隣の八女市とかそちらの方も無いんですか。

○申請人

現在のところございません。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

それでは、他に質問が無いようですので、申請人にはここで退席していただきます。  
申請人におかれましては、本日、大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうご  
ざいました。

【申請人 退室】

次に担当委員の説明をお願いいたします。

#### ○担当委員

私も今の業者は3年程前から知ってますけど今回が初めてちは思いませんでした。この場所は宅地になってもすぐ埋まるような場所じゃあるですもんね。それで問題は無いと思います。只今、事務局の説明どおりでございますので審議方よろしくお願ひします。

#### ○議長

説明が終わりましたので、第6項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。\_\_\_委員どうぞ。

#### ○委員(1番)

第6項ということと言われておりますけれども7項も同じ業者さんが共同住宅建設というかたちで挙がっているわけですがけれども、7項もまた入って貰って審議というか説明を聴くちいうことですかね。(どうぞ。)

#### ○事務局

一応ですね、アパート等の建設につきましては初めてであってもそういう呼出しの慣例はなくて、建売とか宅地分譲等々する場合に新しい業者は呼んで、きちんと進めるみたいなかたちの確認をしていただきようですね。アパートはお呼びしていない。

#### ○委員(1番)

ですから、7は別なんで後で審議するからち言われると質問がしにくいんですけども、7も共同住宅の建設ということで2棟20戸を建てますということになってるんですね、いきなりこの物件を筑後で全く過去の実績が無いところで一度にこの二つを許可をするちゅうことになると思いますよ、ちゃんと書類が出来とけば。そこら辺の確認で、6は6項で審議をして、7項は7項でまた審議で、共同住宅、上は分譲、宅地分譲でしょうが、下は共同住宅の2棟の20戸建てますよちいうことに対しての審議になると思いますんで、そこら辺は別個なのかどうかちいうところを確認しようと思います。

#### ○事務局

一応、別々をお願いしたいのと先ほど\_\_\_\_\_が新規ということで来ていただいたんですけど、元々は西牟田にあります\_\_\_\_\_、こちらの方の不動産部門ということで何年か前に和泉のほうに事務所を構えて始められてある状態です。\_\_\_\_委員の方から顔見たことあるち言ようらはったつは元々\_\_\_\_\_でそういうお仕事をされてあって、ちいうかたちです。\_\_\_\_\_としては全然実績は無いかもしれんけど元々母体というか、\_\_\_\_\_の方では実績を積まれている状態です。

#### ○委員（1番）

それは関係なかでしょうもん。

#### ○議長

同じ業者が、こっちは建設、アパートじゃあるばってん同じ2つもいいのかちゅうごたる。

#### ○委員（1番）

全く別の審議ならば7番の時にまた入ってきて貰ってですよ、例えば2棟20戸を売られるということになる訳でしょ。そのときに\_\_\_\_委員は立地もよかけんですぐ出来たら売れるやろちいうふうに言われましたけれども、仮に7割以上売れていないち仮にそうなったときに下も関係してくるやないですか。一緒にしたときには、例えば7割以上は売れとかんと次は取り組みは認めませんよということが筑後では申し合わせがっているちゅうことで、いつも言われているでしょうが、そういう関係のなかで6号議案と7号議案の関連性ちゅうのが一緒に認めてしまったらこういうふうになるのかちゅうことがあるんで併せて尋ねようるとですよ、7号になる前に。別物として考えろちいうことであれば6項は6項で終わって、7項は7項でちゅう質問をしていかないかんけんですね。全く切り離してして下さいちゅうことであればもう6の話は今したちゅうことで。

#### ○事務局

あくまで今回同じ業者が入っていますが、別々で検討していただくと、先ほど\_\_\_\_委員の方から7割売れとかんと次にいけんちゅうのはですね、建売とか宅地分譲についてです。アパート、アパートはどっちみち建ってしまうけんですね。が反映する

ちいうことは無いです。というかたちで運用させていただいております。

#### ○委員（４番）

よかですか。今の案件に引き続きお尋ねしますけれども、今回初めての\_\_\_\_\_さんですけれども、別に今度は例えば\_\_\_企画として新しくした場合、今回OKということであれば次回もOKとなるわけですね。その辺の含みというか、例えば\_\_\_\_\_が分譲を1カ所してアパートを仮に共同住宅を3棟いっぺんに出した場合でも通るかたちになるからその辺はいかがなものでしょうかと思ひまして。

#### ○事務局

あのですね。先ず、農地の転用の審査についてですね、基本的なところ、ベースとしてその農地を転用して良いかどうかという審査が第1議ですね。本当にその農地をつぶして転用して良いのかどうか、というのがありますので例えば今回の案件で行きますと7項と6項の違い、全然別の場所で目的が違ってそれをつぶしていいかどうかというのは、これは一つずつ審議をしていただきたい、というのが、この農地を違う目的に使うて良いのかどうか、一つずつ結論していただきたいというのが議案を分けている意味だと考えています。その上で、事業の確実性、本当に目的どおりここはされるのかどうか、と言うところに対して資金計画であったり会社の信用であったり色んなところを求めていく必要があります。で、筑後市の農業委員会の慣例とあと県の方で今色々審査のなかで注目して見ている部分については売り渡して無くしてしまう事業、分譲であったり建売であったり、これが一時期非常に、焦げ付きと言いましようか、沢山手掛けてあるけれども放置されているといったようなことで、それについてはある程度前の分が片付いてからでないとは進めませんよということで、事業の確実性を求める上でですね、本当にここは全部処分、必要なニーズがあっているのかどうか、っていうのを調べて下さいね、という意味を踏まえてですね。ただアパートに関しては今までは、大体建てられて、お客さんが入るか入らないかということではあるけれども、物としては完成してアパートのニーズとしてはそこで一旦整理するというので、新規であろうが呼びして話をお伺いしなくちゃいけないということには、農業委員さんからはお話が出ていないところだと事務局としては思ってい

ます。ただ、新規であれば分譲とかでは無くても、例えば個人住宅などは全部新規です。個人住宅とかもお呼びした方がいいとか、アパートとかもお呼びした方がいいということであれば、農業委員会は申請者を呼び出すことは出来ますので、その辺りはどこまで呼び出すか御議論いただいていいところかなとは思いますが、今までの慣例としては分譲であったり、建売であったりそういったものしか今のところ呼んでない状況です。

#### ○事務局

アパートと建売とか分譲とかありますが、アパートはアパートでその建てるのが一つの計画になつとるけん、そこに人が入る入らんは問題は無いんですよ、農地をつぶしてアパートが建てば計画が完了するちゅうようなかたちですね。建売や宅地分譲、宅地分譲なら造成して販売していただくそれが全部終わったら計画完了する形ですね、建売は売りますとちゃんと家が建って売ってしまったら計画が完了ちゅうようなかたちとなっております。

#### ○委員（5番）

確認ですけども、第3種農地ということはこれは農地法で区分されとるわけですね。それと農振の用途地域というのは都市計画法で住宅地とか商業地とか指定されておるわけですね、それで6、7に付きましては用途地域ということで都市計画法では住宅地ということで用途指定されとるわけでしょ。それで、あまりここら辺をどうだこうだ言うのは、やっぱり都市計画法にもマッチしておるし、そう目くじらをたてるあれじゃない、\_\_\_委員もその辺を確認をしておられるわけでしょ。

#### ○委員（1番）

そうですね、確認をしよるだけです。だから局長がきちんと言われたように別物としてやるならそれはそれでいいですよ。

#### ○議長

全く別物として取り扱っていただくということ。（よかですか。）はいどうぞ。

#### ○委員（4番）

私もですね、そのいっぺんに同時に出されとるから私も質問しようかと思ったりま

したけれども、初めての業者がそういうふうにした場合にちょっといきさつを考えると  
かんといかんけん、今後のこともあったからご質問したまでであってですね。その、  
どうこうではなくてそのようなかたちでございますので。

#### ○議 長

\_\_\_\_委員も良いですか。（私も同じで。）他にございませんかね。では、分けてし  
ますんで6項について他にございませんか。

#### 【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第8号第6項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

賛成全員でございますので、承認することにいたします。

次に、第7項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、議案書の17ページです。第7項、契約、売買、所在、野町、地目、畑1筆、  
面積1,421平米、渡人、ここは共有名義となっております。大字野町の\_\_\_\_、福  
岡市博多区の\_\_\_\_、千葉県習志野市の\_\_\_\_、受人、大字和泉の\_\_\_\_株式  
会社代表取締役\_\_\_\_、申請事由につきましては共同住宅建設ということで、アパ  
ートのほうを2棟20戸建設するという計画をされております。場所の確認をお願い  
したいんですけど9Pです。（地図により位置説明）こちらの方でアパート建設とい  
うことで、農地区分につきましてはこちらも用途地域となっております第3種農地  
という判断をしております。売買価格につきましては総額約\_\_\_\_万円、坪単価の  
約\_\_\_\_万円となっております。説明は以上です。

#### ○議 長

担当委員の説明をお願いいたします。

#### ○担当委員

只今、事務局より説明のあったとおりです。地図は9ページに添付されております。  
ご審議方よろしく申し上げます。

○議長

説明は終わりましたので、第7項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。  
（はい。） \_\_\_\_委員どうぞ。

○委員（11番）

今の話の流れからすると共同住宅を建設予定は \_\_\_\_\_ ということですか。 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_は建設部門は持っていないってこと、不動産の売買しかやってないはずなんで。  
なので作るのは \_\_\_\_\_ が請け負う話の流れではそうなのかなと。

○事務局

要はだれがお金を出して施主はだれかという話でいくと \_\_\_\_\_ さんで、工事をす  
るのは外注とかも十分あり得ますんで実際に現場を工事するのと事業主とはまた別と  
いう考え方で。

○委員（11番）

ということはまだ決まってないということ。

○事務局

今のところ \_\_\_\_\_ さんが転用されるので、 \_\_\_\_\_ さんが申請出されてある。現  
場の工事をされるのは必ずしも自前とは限らないので、個人名でのアパート申請もあ  
りますんで、というようにとらえていただければ。

○議長

ということですよ。良いですか。どうぞ \_\_\_\_ さん。

○委員（13番）

ちょっと持ち主も不動産屋さんも6、7一緒でしょうが。だけん、どっちかが多分  
早くして、後の方がこっちにも土地のあるけんてこっちにもアパートば建てようかと  
話になつとる、そこんにきは判らんでしょうね。

○事務局

詳しい話は分からないんですけど、要は持ち主、地権者がとにかく売りたいという  
のが本音です。

○委員（15番）



いいですか。

○議長

\_\_\_\_委員どうぞ。

○委員（15番）

私もその土地をちょっと耕作してたんですよね。その土地も近くの人に買って貰ったちゅう感じで今のところそこの方は土地ば手放してしまよんなさるですね。今回もこうしていっぺんにきたもんで財産処分かなと思ようになりました。以上です。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第8号第7項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

賛成全員でございますので、承認することにいたします。

次に、第8項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

同じく17ページです。第8項、契約、売買、所在、若菜、地目、畑1筆、面積364平米、渡人、大字富重の\_\_\_\_、受人、久留米市の\_\_\_\_、申請事由につきましては自己住宅建設ということになっております。渡し人と受人については親子とかそういう関係じゃなかあかの他人です。場所の確認をお願いします。地図の10Pとなっております。（地図により位置説明）こちらの方で自己住宅を建てられるとうところで、農地区分につきましては今日何回も出てきてますけれど用途地域となっており第3種農地という判断をしております。売買価格につきましては総額\_\_\_\_万、坪単価の約\_\_\_\_万円となっております。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

8項に関して今事務局からの説明どおりです。で、この\_\_\_\_さんて方は実家の方に息子さん夫婦が帰って見えて前も米販売をしてるところを、お嫁さんがされて農業も息子さんが手伝われるという話でした。以上です。よろしくお願いします。

○議 長

説明も終わりました。第8項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第8号第8項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

賛成全員でございますので、承認することにいたします。

本日の案件は、これで全て終了いたしました。

これをもちまして第6回農業委員会を閉会いたします。

午後3時25分 閉会